

令和3年 No23

○国立大学法人東京学芸大学DX推進本部要項の制定

制定理由

本学及び本学附属学校園におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、必要な事項を定めるものである。

承認経過

令和3年3月24日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学DX推進本部要項を次のように制定する。

令和3年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

国立大学法人東京学芸大学DX推進本部要項

国立大学法人東京学芸大学DX推進本部要項を別紙のとおり制定する。

国立大学法人東京学芸大学DX推進本部要項

〔令和3年3月25日〕
制 定

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、DX推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(用語の定義)

第2条 この要項において「DX」とは、データやデジタル技術を活用した、教育、研究その他法人業務の高度化・効率化（デジタルトランスフォーメーション）をいう。

(目的)

第3条 推進本部は、東京学芸大学及び東京学芸大学附属学校園のDXを推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。

(業務)

第4条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) DX推進に係る基本方針に関すること。
- (2) DX推進方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) DX推進の実施状況の点検評価及び改善に関すること。
- (4) DX推進の情報提供、広報等に関すること。
- (5) その他DX推進に必要な業務に関すること。

(組織)

第5条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) ICTセンター長
 - (4) 事務局長
 - (5) 部長
 - (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名
- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は学長をもって充て、副本部長は本部長が指名する。
- 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 前条第1項第6号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、

欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(プロジェクト)

第7条 推進本部に、DXの推進に関し必要な業務を行うため、プロジェクトを置く。

2 プロジェクトに関し必要な事項は別に定める。

(本部員以外の者の出席)

第8条 推進本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て総務課が処理する。

(要項の改廃)

第10条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等について必要な事項は、推進本部が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年3月25日から施行する。